

令和5年度大学教育再生戦略推進費  
「大学の世界展開力強化事業」公募要領  
～米国等との大学間交流形成支援～

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT  
APPLICATION GUIDELINES FOR FY2023

Support for Creation of Inter-University Exchanges  
with US Universities using COIL/VE style education

令和5年4月  
文部科学省



## 目次

1.大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的	1	(2) 留意事項	16
2.プログラムについて	2	8. 補助金の交付等	17
(1) 申請対象となる事業	2	(1) 補助金の交付	17
(2) 採択件数	8	(2) 補助金の執行に関する留意事項	17
(3) 補助期間	8	(3) 補助金における不正等への対応	18
(4) 事業規模	8	9. その他	18
3. 申請資格・要件	8	(1) 学生等の安全確保	18
(1) 申請者等	8	(2) 事業情報の公表等	19
(2) 申請可能件数	9	10. 問合せ先等	19
(3) 申請資格	9	(1) 問合せ先	19
(4) 申請要件	11	(2) スケジュール	20
4.申請書の作成	12	(別添1：事業一覧)	21
(1) 申請書等	12	(別添2：申請制限対象事業)	21
(2) 指標の設定	12	(別添3：経費の使途可能範囲)	22
(3) 資金計画	13		
(4) その他	14		
5.選定方法等	14		
(1) 審査について	14		
(2) 委員会による意見	15		
6.事業の実施と評価等	15		
(1) 実施体制	15		
(2) 事業の評価等	15		
(3) 成果の発信・普及	15		
(4) その他	16		
7. 申請書等の提出方法	16		
(1) 提出方法	16		

## 令和5年度大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup>

### 「大学の世界展開力強化事業」公募要領

#### -米国等との大学間交流形成支援-

#### INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT

#### Support for Creation of Inter-University Exchanges with US Universities using COIL/VE style education.

#### 1.大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的

国境を越えた大学間競争が激化する一方で、大学間の国際的な連携・協力や、高等教育システムの調和を基礎とした国際協力も進展しています。また、既に人類が抱える課題は国境を越えたものとなっており、学術研究を継承・発展させ、人類普遍の価値を常に生み出し提供し続ける高等教育を維持・発展させるためには、課題解決等に協力して当たるための人的、物的資源の共有化による「共創」「協創」という考え方が一層重要となっています。そうした中、大学の世界展開力強化事業（以下、「本事業」という。）では、平成23年度の事業開始以来、対象とする国・地域を広げ、地球規模における大学・学生間交流を通じ、国際的な高等教育のネットワークの拡大に貢献してまいりました。

高等教育を取巻く国際情勢は、コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人流が回復の兆しを見せ、世界各国が国境を越えて人材獲得を進めています。我が国においても、2019年度に30万人を達成した外国人留学生の受入は減少、上昇基調にあった日本人の海外留学生も激減している状況において、世界中から優秀な学生を受け入れるとともに、日本人学生も世界に飛び出し、多様な価値観に触れ、世界中の人々や国内の多様な文化的・言語的背景を持つ人々と協働できる力、広い視野で自ら課題に挑戦する力を身につけた真のグローバル人材として育成していくことが不可欠となっており、その基盤として大学等のグローバル化をより一層進めることが重要になっています。

このような状況を踏まえ、今回の公募では、①新型コロナウイルス感染症により停滞した留学を、オンラインも活用しつつ、質保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させるとともに、実渡航者数の増加に繋げる新たな国際教育環境の仕組みを構築すること②文理の枠を超えて課題解決に取り組むSTEAM教育や、成長分野であるDX、GXに資する人材を育成するプログラムを推奨し、予測不可能な時代に必要な文理の枠を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成や、今後特に重視する分野の人材育成に貢献し、①及び②の成果を具体的に

---

<sup>1</sup> 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

我が国の大学に還元・展開することで、我が国の高等教育全体のポストコロナ期の国際競争力を高めることを目的の一つとしています。また、本事業を通じ、国際化を進める多くの大学が活用できる最先端の国際教育交流の基盤を構築することで、国際的な環境で学修する日本人学生が飛躍的に増加し、日本人学生のマインドセットの変革にも寄与することを目指します。

交流相手国は、民主主義や人権、法の支配といった基本的な価値観を共有し、経済安全保障上も我が国にとって最も重要なパートナーであり、国際競争力の土台となる研究力が世界トップである米国です。米国を軸とした大学間交流を推進し、日米合同で事業を展開することで戦略的な国際ネットワークを草の根から強化することは、経済安全保障の観点からも極めて重要といえます。

こうした背景から、令和5年度予算においては、米国等との間で実渡航に繋がる COIL/VE 等質の伴ったオンライン教育手法も活用した最先端の国際教育交流基盤を構築する事業に対して重点的な財政支援を行い、バランスの取れた双方向型の大学・学生間交流の促進と、戦略的国際ネットワーク・パートナーシップの構築・強化を目指します。

## 2. プログラムについて

### (1) 申請対象となる事業

本プログラムにおける公募は、以下の取組を実施する事業を対象とします。

#### 【タイプA：交流型】

日米間における大学間交流の取組をさらに進展させるとともに、カナダ等、戦略的な第3国の参画も可能とします。また、STEAM教育や、DX、GX分野に関する交流事業も推奨し、これを全体の5割程度採用する予定です（ただし、申請状況により、割合は変動する可能性があります）。

#### 【タイプB：交流+拠点形成・プラットフォーム構築型】

3大学以上が連携し、プラットフォームに資するような大学間交流を実施しながら、米国等との大学、関係機関・団体とのネットワーキングを行うことで、採択大学だけでなく、我が国の大学全体における米国等との大学間交流が一層促進されるような拠点を形成するとともに、COIL/VE、JV-Campus の活用等、オンラインを全面活用できる新たな国際交流環境整備を担うものとします。

本プログラムへの申請対象となる事業の計画（以下「事業計画」という。）は、以下の内容を踏まえたものとしてください。

## 参加要件

※国内の大学と連携して申請する場合は、その国内連携大学における取組状況も審査の対象となります。

以下の取組を遵守するようにしてください。

(タイプA・B共通)

○各大学の中長期的なビジョンのもと、COIL/VE等、質の伴ったオンライン教育手法を活用した最先端の国際教育交流基盤を構築し、実渡航の価値をより高めつつ、バランスの取れた双方向の交流を促進するプログラムであること。

○プログラムの実施により、以下の質保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものであること。

- ・高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成
- ・単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ・学修成果や教育内容の可視化

○学生が主体となって、国内外の学生が共同で企画・立案する取組（学生サミット・ワークショップやアントレプレナーシップの醸成に資する実践的なプログラム等、正課外の取組も想定）が含まれたプログラムであること。

○オンライン教育（「JV-Campus」等）の活用について

- ・自大学及び国内連携大学・海外相手大学の質の高い教育・交流プログラムの実施及びより多くの学生の参加を促す工夫がなされていること
- ・事業開始初年度（令和5年目）から海外相手大学においてもJV-Campusを積極的に活用する計画であると共に、遅くとも事業開始3年目までには、自大学と国内連携大学・海外相手大学が有する専門教育科目を含むコンテンツをパッケージとして本事業採択校以外の大学にも提供する計画となっていること（※）

※日本の大学が提供するコンテンツは日英両言語で作成すること

※学修者の教育効果を測ることのできるテストや課題等が付加されたものであること

※受講者にデジタル化された学修証明書が付与される計画を推奨

※具体的な提供方法等は、タイプBプラットフォームが提示する方法で実施すること

○以下の少なくとも一つ以上に該当する、質の保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものであること。

・国際共同学位プログラム（ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー）を構築し、事業開始5年目までに実施

・AP（アドバンスト・プレースメント※）科目の導入により、高校から学部、学部から大学院進学に繋がるような仕組みの構築

※アメリカにおけるハイスクールの特に学力優秀な生徒を対象に、在学中に大学レベルの学修機会を与え、所定の試験に合格すれば大学の単位として認定する取組（指導はハイスクールの教員が行う）と定義されていることから、この考え方を参考としつ

つ、例えば、高校生（大学生）がある大学（大学院）で科目等履修生として取得した単位が、当該大学への入学後に既修得単位として認定する取組等の導入を想定。

- ・授業料の相互不徴収
- ・学位やマイクロレディンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化の推進（デジタルバッジの活用等）
- ・企業や自治体等と協力し、留学生（日本人・外国人）の卒業後の進路に繋がるようなインターンシップの実施

○米国等との大学間におけるオンラインを活用した交流については、以下に該当する、質の伴った教育研究、学生交流プログラムとなっていること。

- ・実渡航の価値を高めるとともに、実留学にも繋がる仕組みとなっていること
- ・国内外の学生が真に学び合う学修活動（アクティブラーニング等）の機会が含まれたもので、教育効果に十分配慮したプログラムとなるよう、現地学生や教員との交流等について大学等の関係機関・団体等間で事前に協議し、そのプログラム内容と得られる教育効果が具体的に示されているものであること

※単位取得を伴わない場合については上記に加え、修了者に修了証等が出されるプログラムであること。

○学則に定める大学全体の収容定員数に対し、毎年2～6%（※）にあたる日本人学生が、オンラインも含め米国の学生と交流する計画であること。

※米国との交流学生数が5年間の平均で以下の割合を満たす計画があること

※実渡航については、各プログラム参加数を延べ人数でカウントとする

※オンラインについては、1年間で複数のプログラムに参加した場合も1カウントとする

【表1】＜日本人学生の米国との交流割合＞

	代表校	国内連携大学 (タイプA)	国内連携大学 (タイプB)
採択実績なし	4%	2%	3%
採択実績あり	6%	4%	5%

※「採択実績あり」とは、以下の2点で判断する。

①大学の世界展開力強化事業において代表申請大学、もしくは1大学の事業として採択されたことがある大学②SGU事業に採択されている大学

※タイプB国内連携大学については、交流+拠点形成・プラットフォーム構築型として交流事業も主体となって計画、実施することから、タイプA国内連携大学よりも交流割合を上げている

※収容定員数10,000人を超える大学については、規模に応じ、表1から以下の通り調整

する

【表2】

収容定員数(人)	交流割合
～10,000	表1のとおり
10,001～15,000	-0.5%
15,001～20,000	-1.0%
20,001～25,000	-1.5% ※1
25,001～30,000	-2.0% ※1
30,001～35,000	-2.5% ※1・2
35,001～40,000	-3.0% ※1・2

※1：採択実績のない収容定員数 20,000 人を超える大学がタイプ A 国内連携大学として申請する場合については一律-1.0%、

※2：採択実績のない収容定員数 30,000 人を超える大学がタイプ B 国内連携大学として申請する場合については一律-2.0%

○本事業を通じ、英語で卒業（修了）可能な科目・プログラムを実施する場合は、外国人留学生と日本人が真に学び合う学修環境（アクティブラーニング等）が実施される取組となっていること。

○海外相手国との将来の関係を見据え、各国間における連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、各国間の架け橋となる高度専門人材やリーダーの育成を実施する質の高い教育連携プログラムであること。

○本事業は、プログラムを実施する部局等にとどまらず、全学的な責任・協力体制の下でプログラムを構築すること。

（タイプB）

○タイプA採択校及び希望する大学に対し、

- ・COIL/VE 型教育手法や担い手の育成等に必要なノウハウを提供すること
- ・COIL/VE 型教育手法等について、例えば24時間自由に意見（情報）交換ができるオンライン交流空間などを創り、採択大学のニーズを汲み取った上で、これをプラットフォームの機能に反映できる仕組みを構築すること

○米国を始めとする他国の教育研究プラットフォーム等とも積極的に交流し、COIL/VE 型教育を希望する大学のデータベースを整備・公開等することで、我が国の大学全体と他国の大学のマッチングや大学間交流の促進に努めること。

○事業開始2年目以降に、採択校のCOIL/VE型教育を受けた学生、事業を実施した教職員、

事業責任者に対しアンケートを実施し、現状や課題等について分析すると共に、より効果的な COIL/VE 型教育の実施に向けた検討を進め、その結果を公表すること。

○JV-Campus の活用

採択大学及びその国内連携大学・海外相手大学から提供されたコンテンツを効果的に国内外の学生等に発信する以下の仕組みを含む環境を構築すること。

- ・提供されるコンテンツについて、学修者の教育効果を測ることのできるテストや課題等が付加されたものとなるような仕組み
- ・受講者に対し、デジタル化された学修証明書が付与される仕組み
- ・インターンシップ等、本事業内で実施される活動がデジタル化された学修歴として付与される仕組み
- ・AP（アドバンスト・プレースメント）が推進される仕組み
- ・ハイブリッドでの学びの価値や成果等、グッドプラクティスの情報発信がなされる仕組み

○本事業の横展開については、「大学の国際化促進フォーラム」の1プロジェクトとしても実施すること。

**留意事項**

※国内の大学と連携して申請する場合は、その連携大学における取組状況も審査の対象となります。

※申請に当たっては、上記の内容のほか、次に掲げる各事項に留意して交流プログラム（事業計画の中で大学等が実施しようとする具体的な交流活動）を計画することが求められます。

○透明性、客観性の高い厳格な成績管理（ルーブリック等を用いた各授業科目の到達目標の具体的な達成水準の明確化や教務に関する委員会の点検等を通じた事後的に検証する仕組みの構築など）、コースワークを重視したカリキュラムの構成、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修目標の明確化、学修成果の可視化と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視していること。

○交流プログラムを実施するに当たり、単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっていること。

○高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）において推奨する、「部分的な修学の承認」や「非伝統的な資格取得の形態」により取得された資格の承認・評定（例：学修歴証明のデジタル化、マイクロレデンシャル）の趣旨や考え方を十分に理解した上で、プログラムを構築すること。

○本事業の実施に伴う外国人学生の受入及び日本人学生の派遣の拡大に備え、留学支援員の配置、留学先や奨学金情報の提供、言語・生活サポート等、大学における支援体制の整備を図ること。

- 海外に渡航・滞在する日本人学生の安全に、十分配慮された計画となっていること。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年5月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われていること。
- 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が具体的に示されていること。
- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるものとなっていること。
- 資金計画が経費や規模の面で合理的なものであり、自走化に向け、補助金以外に独自資金を確保できるような仕組みとなっていること。

本事業の達成目標について、次の事項に留意することが求められます。

- 国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。また、プログラムの社会的・国際的通用性も示すものとなっていること。
- 達成目標の設定に当たっては、事業計画において養成しようとする人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。

### 加点事項

以下に合致する計画については、審査時に加点されます。

- ・日本人学生と外国人留学生がチームを組み、アントレプレナーシップの醸成に資する実践的なプログラムを行う計画。
- ・例えば、カーボンニュートラルやSDGs、防災・減災といった世界的課題解決に向け、外国人留学生と日本人学生が主体となり、地域・社会・企業とも連携する計画。
- ・AP（アドバンスト・プレースメント）科目の導入により、高校から学部、学部から大学院進学に繋がるような計画（オンラインの活用も推奨）。
- ・補助事業期間に共同学位プログラム（ジョイント・ディグリー）を構築する計画。
- ・国内外企業等と連携し、外国人留学生と日本人学生をセットで受け入れてもらえるような長期インターンシップや就職支援のための取組など、他大学の参考となるような計画。
- ・国際共同研究や共同学位等の土台となるような、通常の大学間交流を超える総合的・互恵的な関係性を持つ海外相手大学との戦略的な国際ネットワークやパートナーシップを構築する計画。
- ・交流する相互の学生が、真の両国間の架け橋となる人材を目指し、双方の文化及び言語について高いレベルで習得する計画。
- ・アウトカム指標について、他大学の参考となるような指標を設定する計画。

- ・国内連携大学・海外相手大学や機関等と協同し、学修歴やインターンシップ等の正課外の活動歴等のデジタル化、マイクロレデンシャルを進める計画。

(2) 採択件数

タイプAは12件程度、タイプBは1件

ただし、申請の状況等により、予算の範囲内で調整することがあります。

(3) 補助期間

最大5年間。ただし、国の財政事情等により、これを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) 事業規模

補助金基準額：タイプA（初年度）年間 3,400万円

タイプB（初年度）年間 14,200万円

- ① 事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムの補助金配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。
- ⑥ 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実施を実現するために、初年度から一定の自己資金を投入するなど、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件

(1) 申請者等

- ① 対象機関

国公立大学<sup>2</sup>を対象とします。なお、連携して事業を行う機関としては、短期大学、高等専門学校も対象に含むものとします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこと。なお、国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合には、主となる1つの大学が代表して申請することとします。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とする。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできません。

④ 事業責任者

事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

1大学が申請できる件数は、代表申請大学・国内連携大学ともに上限は設けませんが、代表申請大学としての採択は1件までとします。

※ただし、タイプBの国内連携大学に採択された場合には、タイプAの代表申請大学には採択されません。

※タイプA、タイプB双方に申請した場合については、タイプBでの採択が優先されます。

※複数採択される場合の採択可能な組み合わせについては、以下の通りです。

- ・「タイプAの代表申請大学」と「タイプAの国内連携大学」
- ・「タイプBの代表申請大学」と「タイプAの国内連携大学」
- ・「タイプAの国内連携大学」と「タイプA・Bの国内連携大学」
- ・「タイプBの国内連携大学」と「タイプAの国内連携大学」

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学（大学院を含む。以下本項において同じ。）は、本プログラムに申請できません（連携して事業を行う機関も対象です）。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和5年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

<sup>2</sup> 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
収容定員 充足率	70%	70%	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和4年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和4年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
  - viii) 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
  - ix) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、下記の表1に掲げる令和2年度から令和5年度の平均収容定員充足率又は令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
  - x) 設置する学部（短期大学、高等専門学校の場合は学科）のうち、下記次の表1に掲げる令和2年度から令和5年度の平均収容定員充足率又は令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学
- ※ix) 及びx) については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。

(表 1)

区分	大学					短期 大学	高等 専門 学校
	-	4,000人以上			4,000人 未満		
大学規模 (収容定員)	-	4,000人以上				4,000人 未満	短期 大学
学部規模 (入学定員)	-	300人 以上	100人 以上 300人 未満	100人 未満			
令和2年度 ～令和5年度 平均収容定員 充足率	-	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
令和5年度 収容定員 充足率	0.5を 上回る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

#### (4) 申請要件

プログラムへの申請を希望する大学及び連携して事業を行う機関となる大学（以下「大学」という。）は、以下に掲げる内容を、全学（iについては専攻科、別科、研究所、センター等を、ii～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。）において、申請時に達成しているか、中間評価実施年度末（令和8年3月）までに確実に達成することが申請の要件となる。

なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがある。

##### (教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP制<sup>3</sup>の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されて

いること。)。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。

- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。
- v) 成績評価において、GPA 制度などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

（プログラム関係）

- viii) 安全保障貿易管理に関する内部規定が定められていること（なお、内部規定の必要がない特別な理由がある場合はその限りではない）。

#### 4. 申請書の作成

##### （1）申請書等

「令和5年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

##### （2）指標の設定

具体的な事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。

加えて、計画に基づき必要な任意指標（事業のアクティビティ、アウトプット及び得られるアウトカムを数値化した指標）及びプログラムの選定校と非選定校との比較が可能な指標を含められないか検討の上、可能な範囲で設定してください。

（タイプA・B共通）

- ①学生主催イベント・ワークショップの開催数、参加規模（人数、参加国、実渡航・オンライン・ハイブリット）
- ②本事業計画における日本人学生の派遣数（国別、学部・大学院別、単位取得の有無や交流期間、実渡航・オンライン・ハイブリット）
- ③本事業計画における外国人学生の受入数（国別、学部・大学院別、単位取得の有無や交

流期間、実渡航・オンライン・ハイブリット)

- ④本事業計画における一定の外国語力基準（外部検定試験のスコア等）をクリアする日本人学生数
- ⑤オンライン教育を受けた学生数のうち、実渡航に繋がった学生数（国別、学部・大学院別）
- ⑥米国等との大学との間で実施する真に学び合う学修活動（アクティブラーニング等）数
- ⑦実渡航の派遣期間と派遣数（短期・中期・長期別）
- ⑧インターンシップを行う計画の場合は参加人数等（派遣・受入別、実渡航・オンライン・ハイブリット・単位取得の有無や期間、学部・大学院別）
- ⑨上記以外の学内・学外を含む事業の波及効果を示す指標（例：事業開始後、学内他部局や国内連携大学における、海外相手国との大学間交流協定数や学生・研究者交流数（オンライン含む）の推移

※学生の派遣・受入数として「実際に渡航する学生」「自国にて国際教育・交流プログラムをオンラインで受講する学生」「実渡航とオンライン受講を行う学生」の数をそれぞれ設定してください。

（タイプB）

- ①日本と米国等の大学間交流の推進に関する目標
- ②COIL/VE 型教育手法や担い手の育成等に必要ノウハウの横展開に関する目標
- ③JV-Campus の利用に関する目標

（3）資金計画

- ①事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等（補助金以外に大学独自の奨学金等を確保する等）を明確にしてください。
- ③ 補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

- ④ 選定された事業が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

#### (4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本プログラムにおける取組において養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、本プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

### 5. 選定方法等

#### (1) 審査について

- 本プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会の「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）」において行います。
- 審査は、提出された申請書等による「書面審査」及び「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業を決定します。具体的な審査方法等については、「令和5年度大学の世界展開力強化事業審査要項」を参照してください。
- 本事業にふさわしいプログラム内容や実施体制を有していることを前提に、大学の世界展開力強化事業または SGU の採択実績のない大学の参加を促す観点も踏まえた審査を行います。(※)
- 選定結果の通知は9月下旬頃に行う予定です。

#### ※背景・趣旨

大学の世界展開力強化事業は、投入される国費を活用することで、これまでの大学独自の取組の中では困難であった、革新的・先導的な大学間交流や教育研究プログラムの構築が促進されるなど、スタート・アップ支援の側面があります。

一方で本事業は、平成23年度の開始から今年で13年目を迎える中、国際に係る高等教育全体の質的向上が進行していることを前提として、採択大学の多様化により事業が狙う取組・効果の全国展開をより図っていく必要があります。

このため今年度も、昨年度と同様、大学・学生間交流プログラムが適切に計画・準備されていることを前提としつつ、スタート・アップ支援を含めた競争的環境を整備し、審査を行うこととします。

## (2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

## 6. 事業の実施と評価等

### (1) 実施体制

- ① 事業は全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用を推進いただくものとします。
- ② 事業のPDCAが機能するよう、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため、外部評価の仕組みの構築や、プログラム参加学生に対するアンケートを実施するなど、適切な体制を整備してください。

### (2) 事業の評価等

- ① 事業については、委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の令和7年度に、事後評価は補助期間終了後の令和10年度にそれぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ 事業のPDCAが機能するよう、適切な外部評価の仕組みの構築及びプログラム参加学生に対するアンケート等の活用についても評価する予定です。
- ⑥ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

### (3) 成果の発信・普及

本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにお

いて公表していただきます。事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。加えて、本事業の採択大学以外の大学に対しても実施状況を共有し、成果やノウハウの横展開に努めていただくようお願いします。

#### (4) その他

- ① 選定された大学は、外国人学生の受入れに当たり、当該学生との関係を留学後も適切に継続していくことが重要であることから、各大学において卒業（又は修了）後の動向を適切に把握することとします。なお、必要に応じて、文部科学省から各大学に対して情報提供を求めることがあります。
- ③ 採択大学は、「大学の国際化促進フォーラム」の会員（令和5年度までは会費が無料）となります。

### 7. 申請書等の提出方法

#### (1) 提出方法

「令和5年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に定められた申請書等を、令和5年6月7日（水）から6月8日（木）午後6時までに独立行政法人日本学術振興会が指定する方法により提出してください。期日前の送信提出や郵送、持込は認めません。

#### (2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定された事業については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEBサイト

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) を参照してください。

## 8. 補助金の交付等

### (1) 補助金の交付

- ① 選定された事業において、本プログラムの補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 本事業の選定大学には、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣型、協定受入型）による奨学金が重点政策枠として措置される予定です。対象人数は選定後に必要数を調査の上、予算の範囲内で決定します。資格要件等は一般枠と同様です。
- ③ 毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

### (2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業責任者及び経理等を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

#### ① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

#### ② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存することに注意してください）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

### ③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

#### (3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」(平成21年4月1日 文部科学大臣決定)及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」(平成26年4月1日 高等教育局長決定)に基づき、以下の措置を講じることとします。

##### ① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

##### ② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

##### ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要(大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等)について、原則として公表することとします。

##### ④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

## 9. その他

### (1) 学生等の安全確保

本プログラム選定後、学生等が海外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、定期的な状況報告を受けることによって随時状況確認ができるような体制を確保し、派遣先大学等や派遣学生との連絡を密にしてください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。また、海外での滞在期間が3か月未満の場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することで、在留届(旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在中の場合は提出が義務付けられているもの)と同様に緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ず「在留届」を提出又は「たびレジ」に登録するよう指導してください。

派遣期間中に派遣・訪問予定先国(地域)もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、派遣学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

## (2) 事業情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された事業計画については、計画調書についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、5年間、計画調書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学のグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など積極的に取り組んでいただくこととします。

## 10. 問合せ先等

### (1) 問合せ先

#### 【公募要領及び事業内容、その他の問合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付調整係  
（大学の世界展開力強化事業担当）

電話：03-5253-4111（内線3352）

ウェブサイト：

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm)

#### 【計画調書及び審査・評価に関する問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課  
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局

電話：03-3263-1740

FAX：03-3237-8305

ウェブサイト：<https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

（上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。）

(2) スケジュール

公募説明会	令和5年4月21日(木)
公募締切	令和5年6月7日(水)～6月8日(木)
面接審査	令和5年8月下旬
選定結果通知	令和5年9月下旬
交付内定(事業開始)	令和5年10月中

別添1：事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進  
—大学教育再生戦略推進費—

令和5年度予算額 126億円

■ Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成	
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	9億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	5億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 卓越大学院プログラム	43億円
○ 知識集約型社会を支える人材育成事業	3億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	2億円
○ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業	1億円
○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ スーパーグローバル大学創成支援事業	30億円
○ 大学の世界展開力強化事業	13億円
— 日-EU 戦略的高等教育連携支援	(1億円)
— アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1億円)
— アジア高等教育共同体(仮称)形成促進	(3億円)
— インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(3億円)
— 米国等との大学間交流形成支援	(5億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9億円
○ 質の高い臨床教育・研究の確保事業	1億円
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6億円
○ 先進的医療イノベーション人材養成事業	2億円
— 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト	(1億円)
ト	
— 医療データ人材養成拠点形成事業	(1億円)
○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	1億円
— 地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援	(0.3億円)
— 基礎研究医養成活性化プログラム	(0.3億円)

※補助金事業のみを記載。

(別添2：申請制限対象事業)

- 令和4年度に実施した事後評価の結果により、令和5年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成29年度	大学の世界展開力強化事業 (ロシア・インド等との大学交流形成支援)
平成29年度	Society5.0に対応した高度技術人材育成事業 (成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT) enPiT-Pro)
平成29年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン)
平成29年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム)
平成29年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ：病院経営支援に関する領域
令和元年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：アレルギーに関する領域 テーマ②：外科解剖・手術に関する領域

- 令和4年度に実施した中間評価の結果により、令和5年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和2年度	知識集約型社会を支える人材育成事業
令和2年度	大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
令和2年度	大学の世界展開力事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和2年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト)

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの

趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の用途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

## 【物品費】

### ①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

### ②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

## 【人件費・謝金】

### ①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

### ②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっ

では、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に從ってください。

## 【その他】

### ①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できません。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

### ③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できません。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

### ④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

### ⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

### ⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料<sup>※1</sup>、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。）<sup>※1、2</sup>、委託費<sup>※3</sup>等に使用できます。

また、他の大学機関等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故に要する経費（日本人学生の海外派遣、外国人留学生受入等に関する安全管理・危機対応上の経費は除く、災害の処理のための経費等。）には使用す

ることはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※1) 学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に係る航空券等や電車代等の交通費、ホテルの宿泊費、宿舎借上のための施設・設備使用料に使用することができます。これらの使用に当たっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限ります。なお、学生に直接必要な金銭等を給付することはできませんのでご注意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の30%を超えないでください。

※2) 交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通費や乗車回数券等に使用できます。

※3) 本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託(委任契約によるものに限る。)することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50%を超えないでください。